

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 28 日

羽幌町長 駒 井 久 晃



記

1 協議の場を設けた区域の範囲
羽幌流れ、朝日、築別流れ地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 28 年 3 月 28 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

地区	個人	法人
羽幌流れ地区	46 経営体	1 経営体
朝日地区	18 経営体	0 経営体
築別流れ地区	40 経営体	0 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・農業をリタイア・経営転換をする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体へ農地を集積し、集落営農等により持続可能な地域農業を目指す。
また、付加価値を付けることにより他との差別化を図り農業所得の向上を目指す。